

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成28年度佐賀国道事務所管内不動産鑑定評価業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 佐賀市新中町5-10
契約締結日	平成28年 6月29日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社栄城不動産鑑定事務所 佐賀県佐賀市城内2丁目7番9号栄城ビル
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,227,960-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,227,960-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 契 約 理 由 書

1. 業務件名 平成28年度佐賀国道事務所管内不動産鑑定評価業務
2. 履行場所 佐賀国道事務所管内
3. 契約の相手方 住 所：佐賀市城内2丁目7番9号 栄城ビル  
会社名：株式会社栄城不動産鑑定事務所  
電 話：0952-28-1123
4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

本業務は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同訓令の運用の方針に定めるところにより適正な補償を行うための基礎資料として九州地方整備局用地事務取扱細則第9条の規定により土地の鑑定評価を得るものである。

- 2) 業務の内容

本業務は、佐賀国道事務所が用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。

- 3) 契約に付する理由

本業務は、企画競争の実施について通達に基づき企画提案書を公募し、調査審議の結果、企画競争実施に関する提案内容における企画提案の的確性において、株式会社栄城不動産鑑定事務所が委託するにあたって最適の契約の相手方と判断し、特定した。

よって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

佐賀国道事務所 用地第二課長